

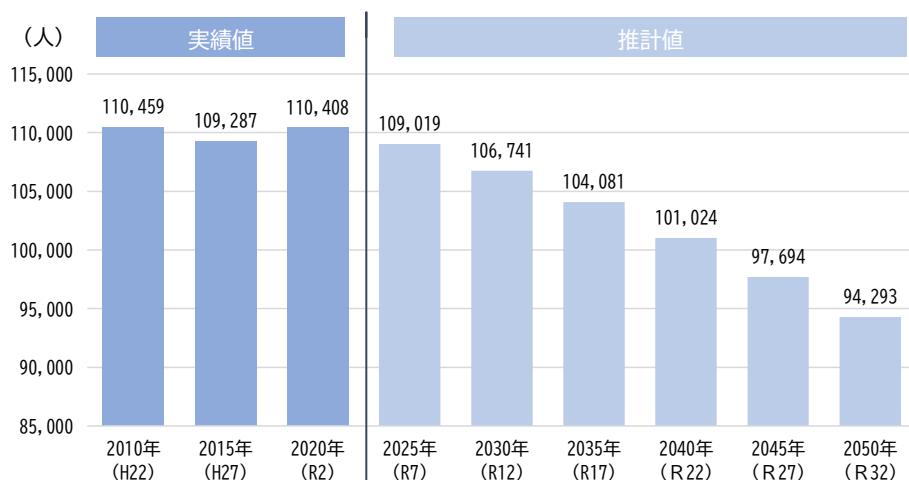
## 第2章 緑の現況と課題

### 1. 人口の推移

令和2年の本市の総人口は、約110千人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、令和32年には約94千人となっており、本市の人口は減少が続くと推計されています。

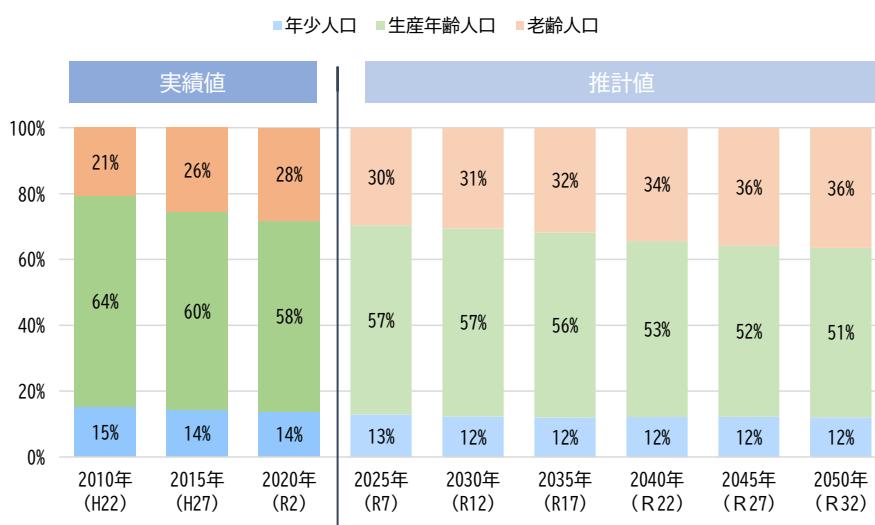
令和2年の年齢3区分別人口割合は、年少人口（15歳未満）が14%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が58%、老齢人口（65歳以上）が28%となっており、今後さらに少子高齢化が進行すると推計されています。

【総人口の推移】



出典：国勢調査（H22、H27、R2）、国立社会保障・人口問題研究所（R7～）

【年齢3区分別人口割合の推移】



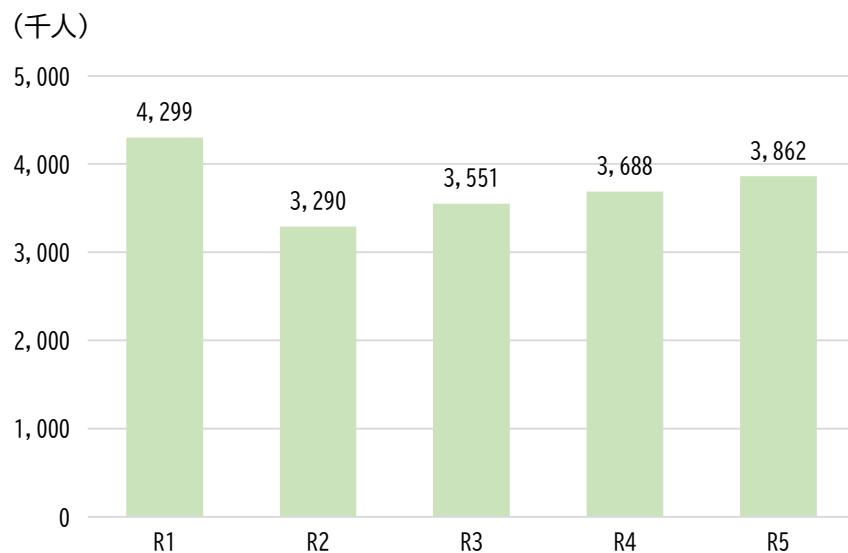
※割合は、分母から年齢不詳の人数を除いて算出している。

出典：国勢調査（H22、H27、R2）、国立社会保障・人口問題研究所（R7～）

## 2. 交流人口の推移

本市の観光客数は、全てのエリアで新型コロナウイルスの影響により減少し、令和2年には全体で3,290千人となっていましたが、その後、徐々に回復し、令和5年には3,862千人まで増加しています。

【入込客数の推移】



出典：白山市の観光 令和6年度版

【主要観光施設別利用者数】

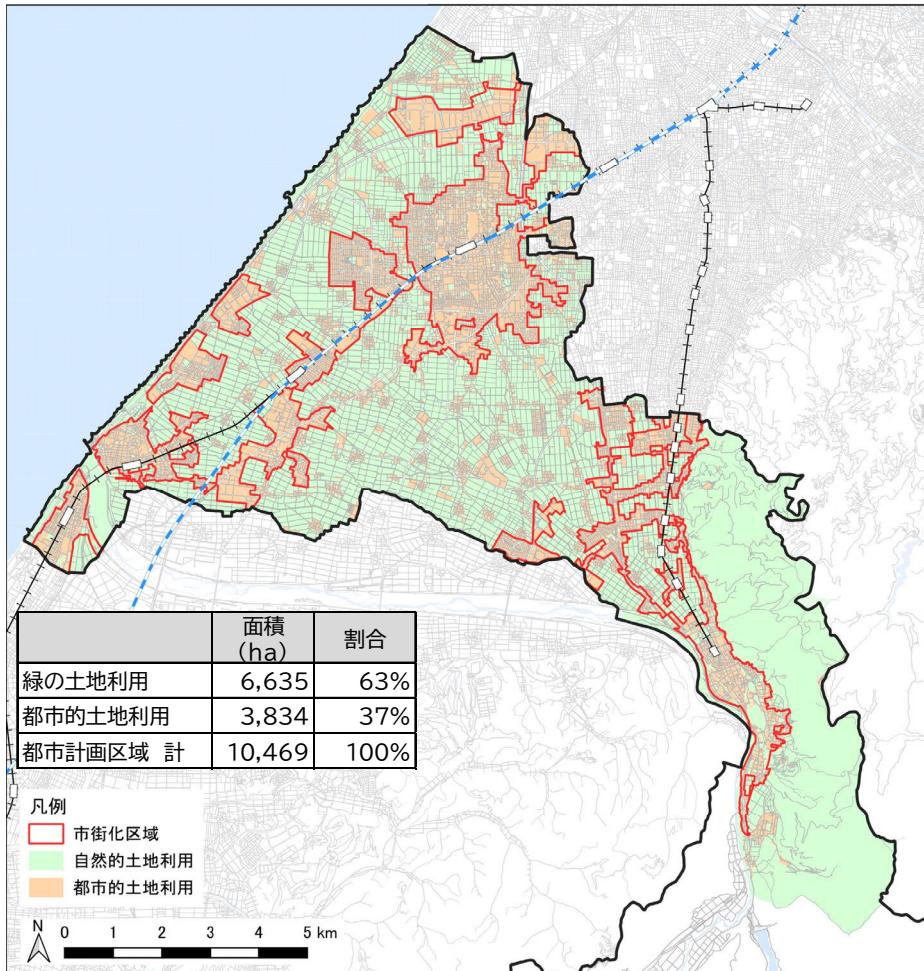
観光施設	R3(千人)	R4(千人)	R5(千人)
白山比咩神社	1,055	971	1,051
獅子吼高原	115	174	151
ふれあい昆虫館	49	81	87
吉野工芸の里	111	96	85
白山一里野公園	59	67	66
バードハミング鳥越	27	22	32
中宮展示館	17	8	19
白山登山(室堂等宿泊者)	6	13	18
白山恐竜パーク白峰	10	19	16

出典：統計からみた石川県の観光 令和5年

### 3. 緑の土地利用

令和5年における土地利用状況は、都市計画区域内の約6割を緑の土地利用が占めており、市街化区域は主に住宅用地や商業用地、工業用地等の都市的土地利用となっています。

【都市計画区域内の緑の土地利用】



出典：都市計画基礎調査（R5）

用途区分	細分用途
自然的・土地利用	田 水田
	畠 畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
	山林 樹林地
	水面 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地 原野・牧野・荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原・海浜・海岸
都市的・土地利用	公共空地 公園・緑地、広場、運動場、墓園
	住宅用地 住宅、共同住宅、店舗等併用住宅 等
	商業用地 業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設
	工業用地 工場
	農林漁業施設用地 農林漁業用施設
	公益施設用地 官公庁施設、文教厚生施設、供給処理施設
	道路用地 道路、駅前広場
	交通施設用地 運輸車庫施設
	その他公的施設用地 防衛施設用地
	その他の空地 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場

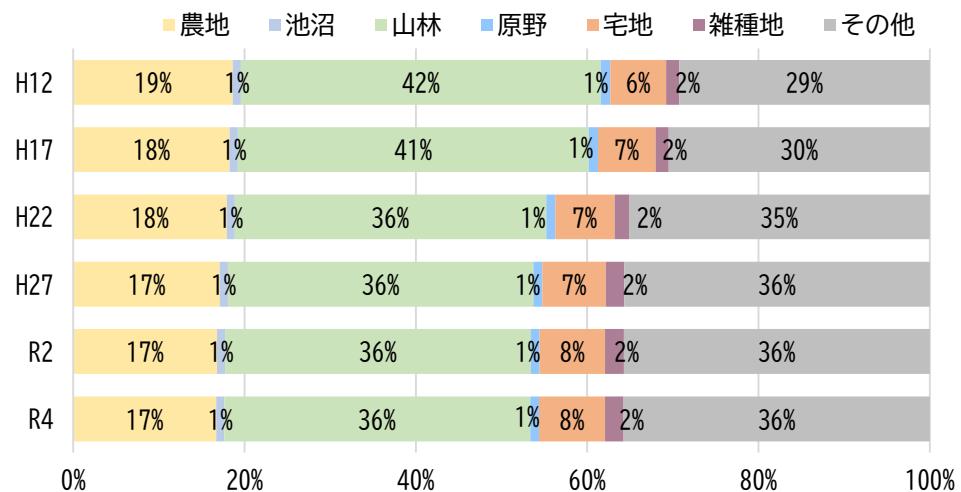
→ 緑の  
土地利用

※1 耕作放棄地など自然的状況のものを指す

※2 建物跡地、資材置き場など都市的利用状況のものを指す

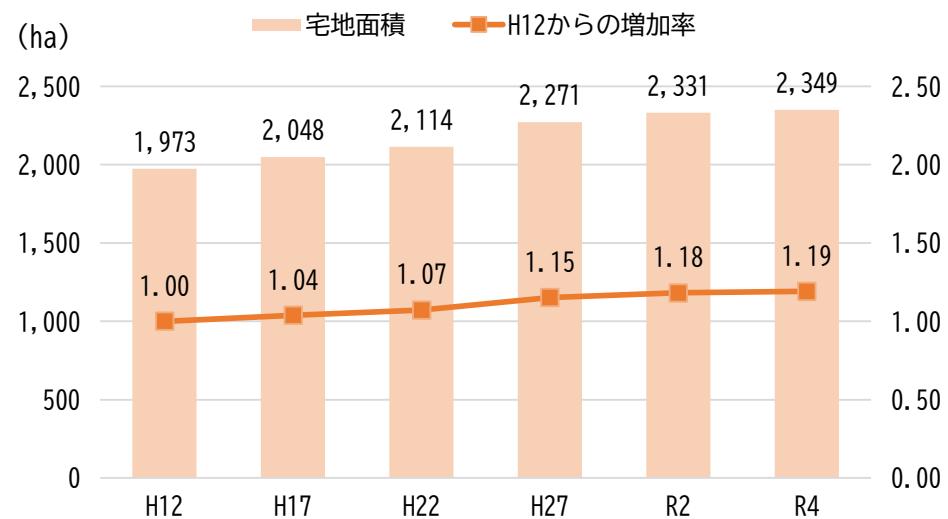
市域における地目別面積割合の推移では、農地と山林が減少傾向にあり、宅地面積は平成12年度から令和4年までの22年間で約1.2倍に増加しています。

#### 【地目別土地利用面積の推移】



出典：白山市統計書

#### 【宅地面積の推移】



出典：白山市統計書

## 4. 緑の特性

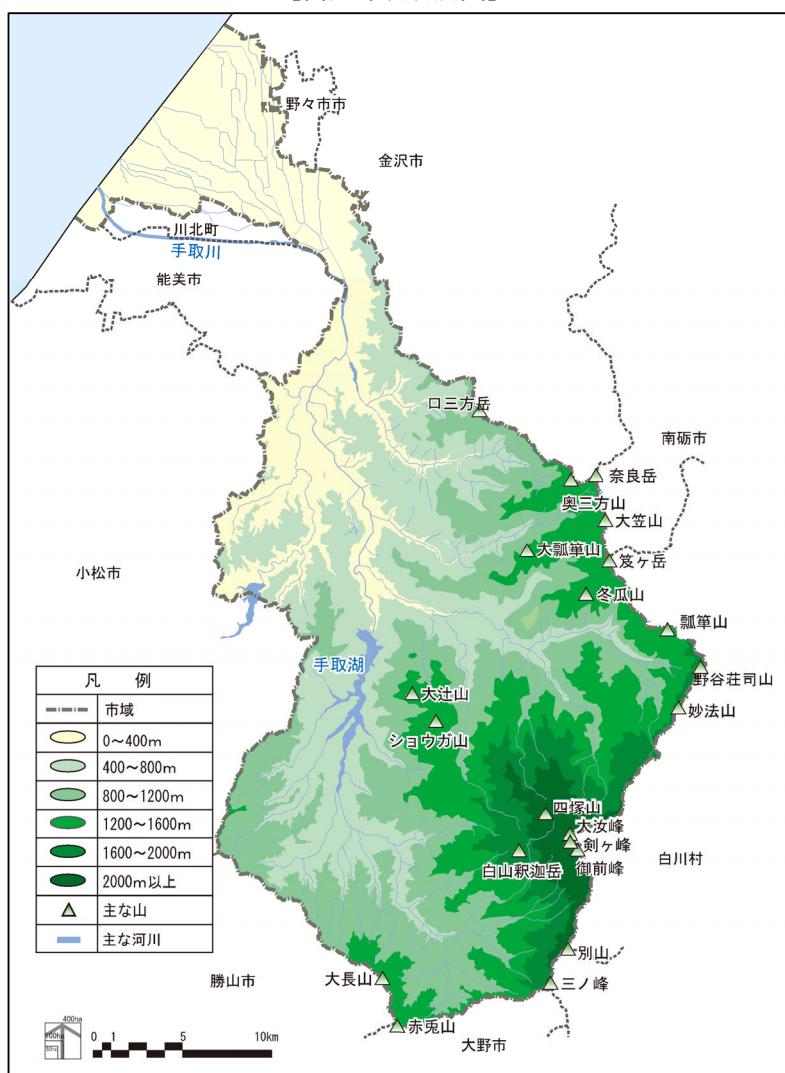
県都金沢市の南西部に位置する本市は、白山、平野部の手取川扇状地、手取川をはじめとした河川等の「自然環境に関する緑」と国や県、市によって指定された天然記念物や名勝、史跡等の歴史的なコミュニティや文化が反映された「社会的な緑」、公園、街路樹等の「都市の緑」で構成されています。

## 1) 自然環境に関する緑

本市は、豊かな緑を有する日本三名山の白山、市内を縦貫する手取川とそこに流れ込む多くの支流、手取川が形成する手取川扇状地が広がり、緑の基盤を形成しています。

基盤・骨格となる水と緑は、主に動植物の生息場所となるだけでなく、環境保全や防災、レクリエーション機能等を有しており、国定公園や県立自然公園、保安林、農用地区域等の指定により、本市の緑は連続性のある一体的な保全や有効活用が図られています。

## 【自然環境現況図】

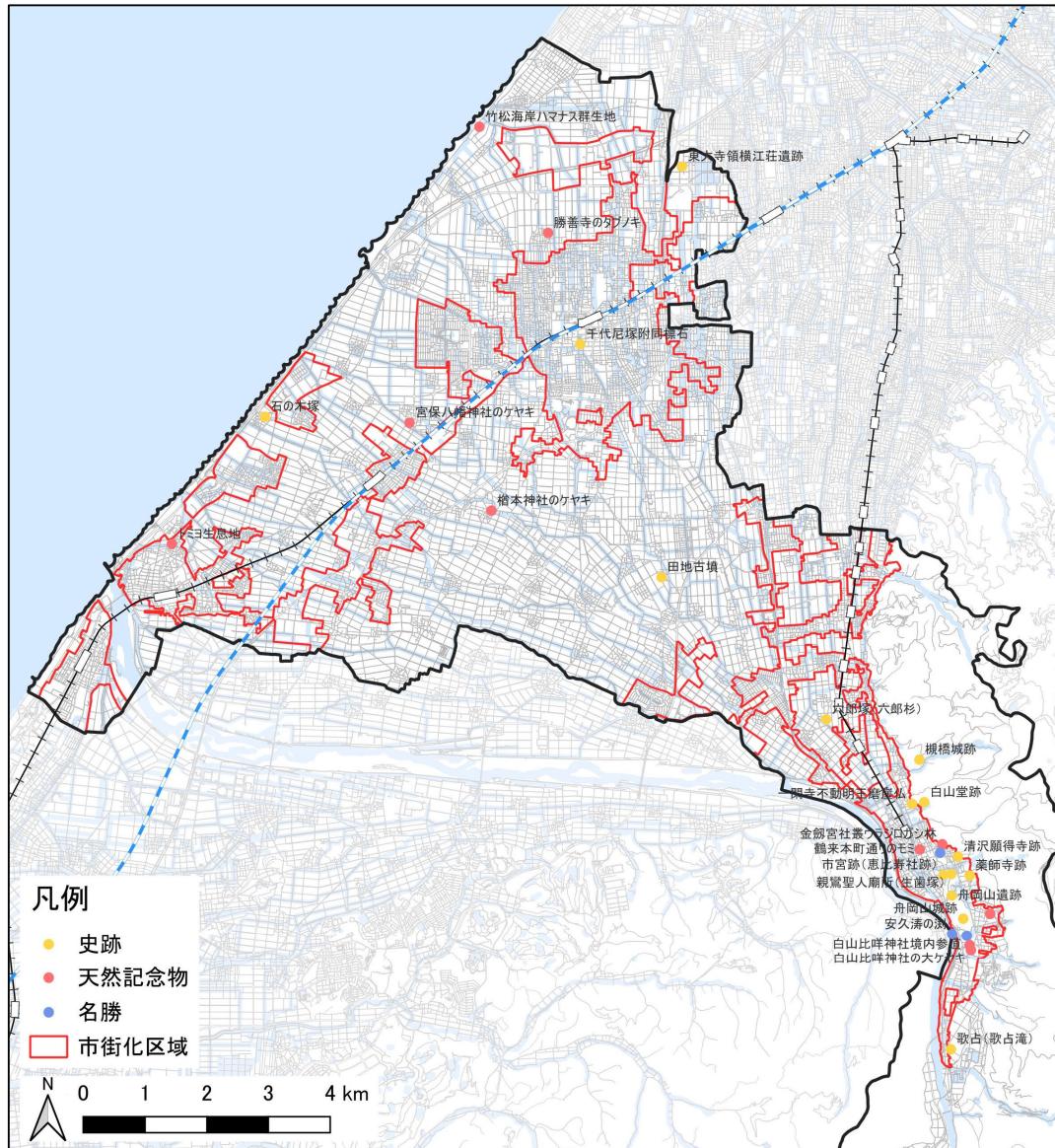


## 2) 社会的な縁

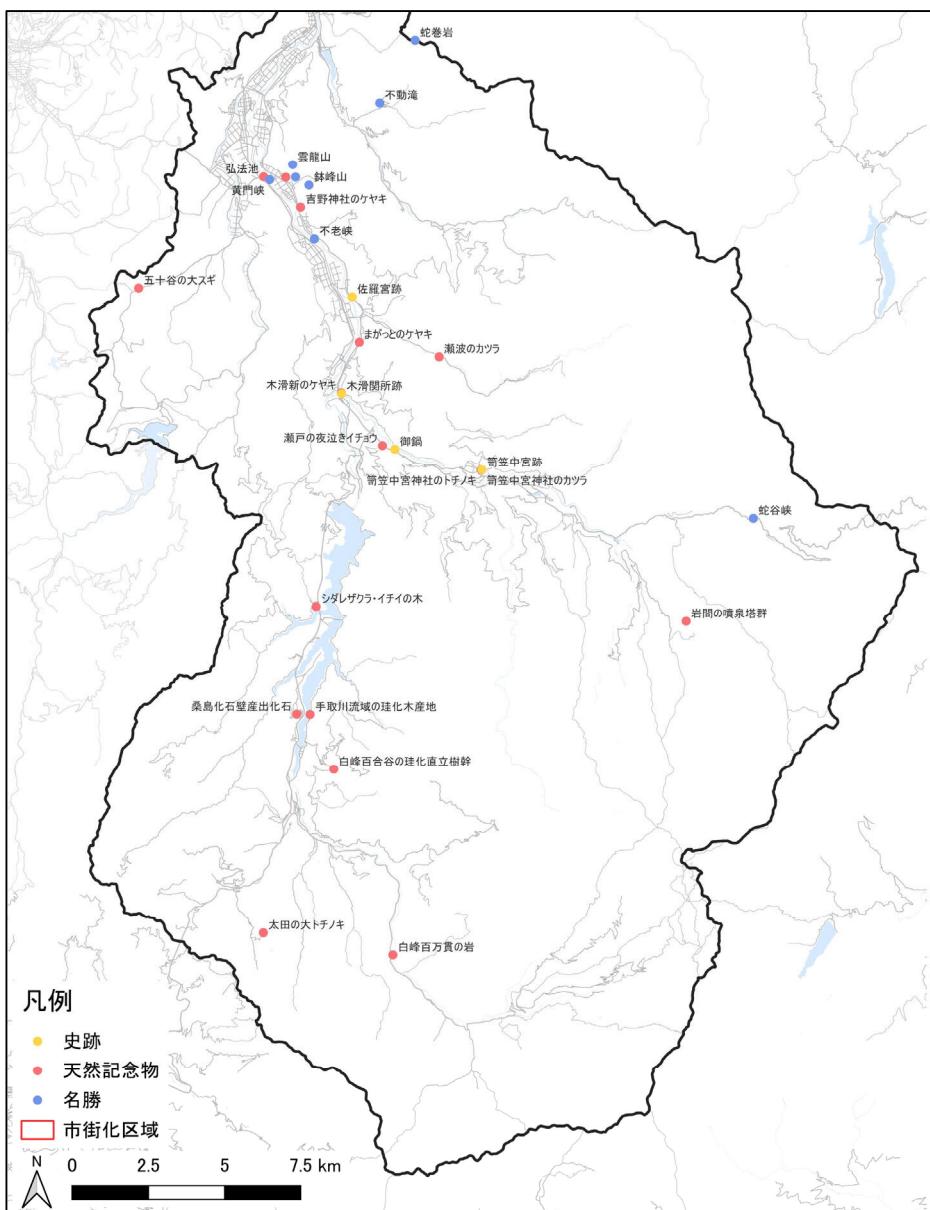
本市では、国指定特別天然記念物である岩間の噴泉塔群や、国指定史跡の東大寺領横江莊遺跡、名勝の竹松海岸ハマナス群生地など、歴史や文化によって構成される社会的な縁が多数存在しております。多くの観光客が自然や文化の豊かさを目的として本市に訪れております。また、本市全域が含まれる白山手取川ジオパークは、令和5年5月にユネスコ世界ジオパークに認定されました。

市内の歴史や文化に関する資源は、指定文化財登録や白山手取川ジオパークの取組等で保護、保全、活用が図られており、これらの資源のさらなる活用が求められています。

【地域の歴史文化資源位置図（松任・鶴来・美川）】

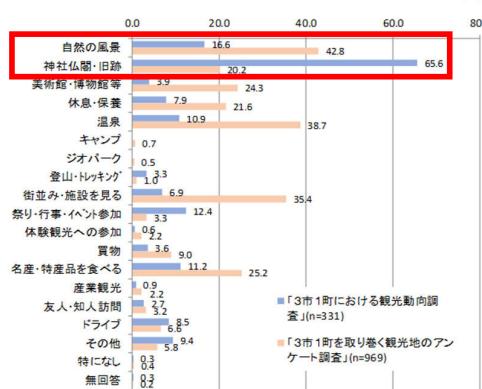


## 【地域の歴史文化資源位置図（白山ろく）】

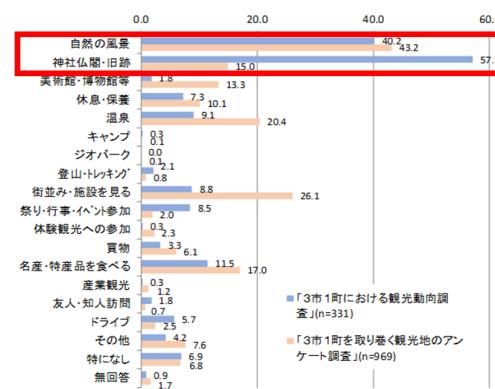


出典：白山市 HP（名勝一覧、史跡一覧、天然記念物一覧）

### 【観光客の白山市周辺市町への来訪動機】



### 【来訪観光客の白山市周辺市町満足ポイント】



出典：新幹線車両所等の活用による観光プラン

#### 【白山手取川ユネスコ世界ジオパークエリア図】



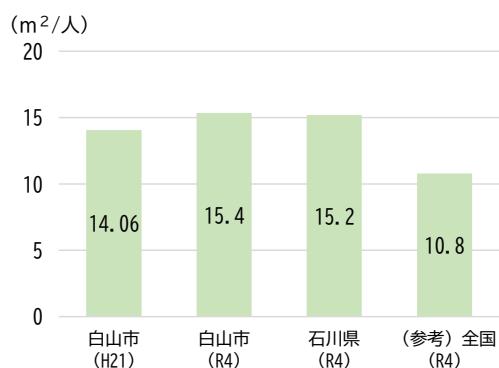
### 3) 都市の緑

#### (1) 施設緑地の整備

本市の都市公園は令和5年度末時点で 61箇所、約 191ha が整備されており、市民公園・緑地、農村公園等の公共施設緑地を含めると 510 箇所、約 338ha となっています。

本市の一人当たりの都市公園面積は 15.4 m<sup>2</sup>/人であり、平成 21 年度から約 1.3 m<sup>2</sup>/人増加し、石川県と同水準となっています。また、全国と比べると 4.6 m<sup>2</sup>/人高くなっています。

【一人当たりの都市公園面積の比較】



出典：石川県都市計画主管部課長会議資料  
(都市公園等整備県協調査)

※全国平均は調査手法が異なるため参考

【公園緑地の箇所数と面積】

区分		箇所数	面積 (ha)	備考 ※(県)は石川県管理の公園
都市公園等	街区公園	22	8.89	出城公園、馬場公園 等
	近隣公園	3	8.35	小舞子公園、千代野中央公園、十八河原公園
	地区公園	5	33.08	白山郷公園、若宮公園、松任グリーンパーク、アプリコットパーク、横江荘史跡公園
	総合公園	1	19.44	松任海浜公園 (県)
	運動公園	2	40.52	手取公園 (県)、松任総合運動公園
	広域公園	1	27.41	白山ろくテーマパーク (県) ※鳥越のみ市営
	特殊公園	1	48.60	横江荘史跡公園
	緑地	26	5.04	旭丘緑道、八束穂緑地 等
	都市公園小計	61	191.33	
市民公園・緑地		274	29.22	相木さくら公園、福永公園 等
農村公園等		16	56.88	徳光農村公園 等
公共施設緑地		159	60.86	道の駅めぐみ白山、トレンインパーク白山 等
合計		510	338.29	

【都市公園の種類】

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則り配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

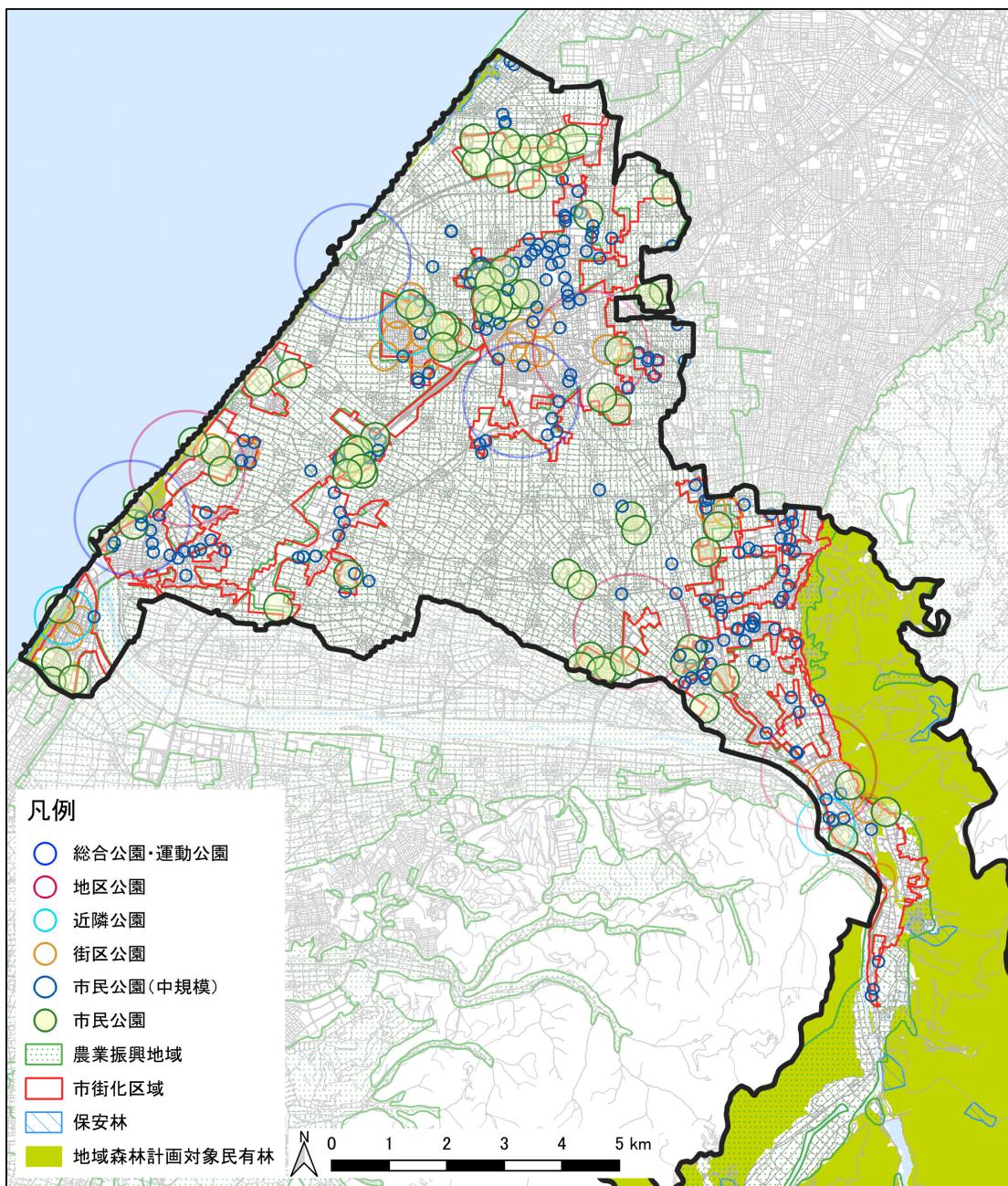
出典：国土交通省ウェブサイト ([https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000138.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000138.html))

## (2) 緑の充足状況

地域制緑地の分布を踏まえた公園誘致圏域は下図の通りとなっています。

複数の公園誘致圏域が重複するなど、緑が充足している箇所が一部見られます。

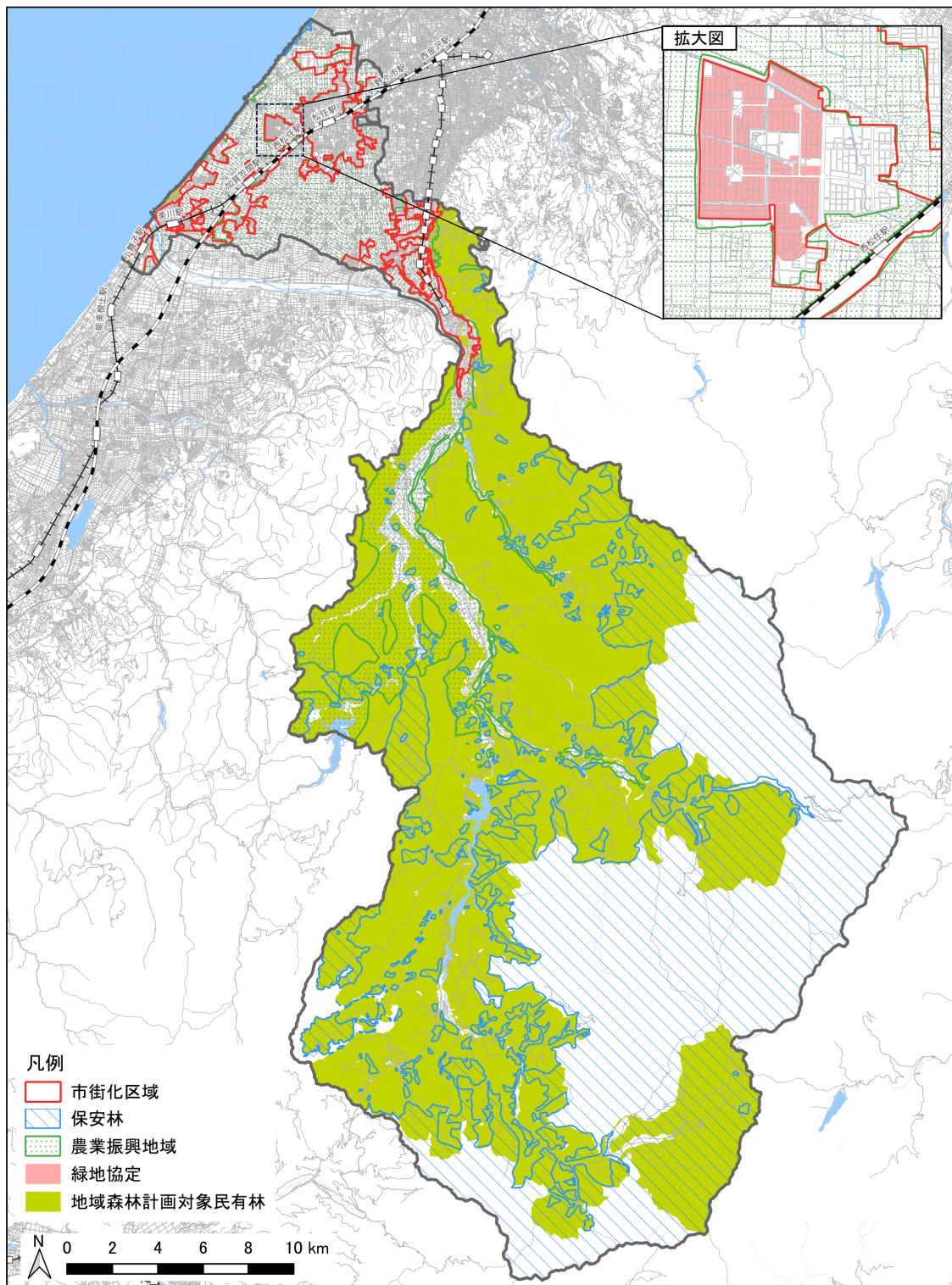
【公園誘致圏域及び地域制緑地配置図】



出典：国土数値情報（保安林、地域森林計画民有林、農用地域）

※誘致圏域：公園の誘致距離の基準を基に、主に公園を利用する人の範囲を表した圏域のこと。本計画においては、市民公園は100m、街区公園、市民公園（中規模）は250m、近隣公園は500m、地区公園、総合公園・運動公園等は1kmで設定している。

## 【地域制緑地】



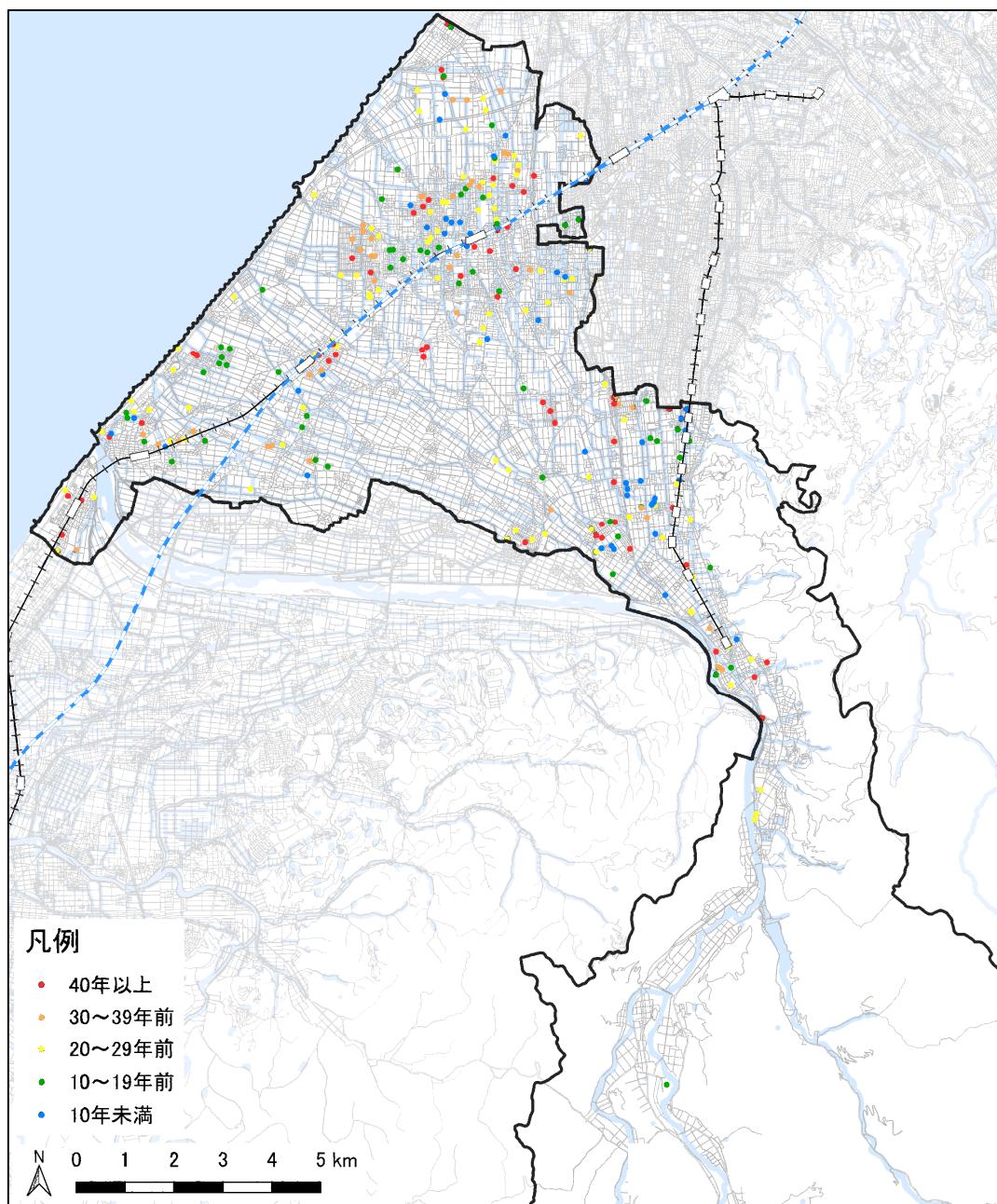
出典：国土数値情報（保安林、地域森林計画民有林）

## 5. 公園の設置経過と維持管理の状況

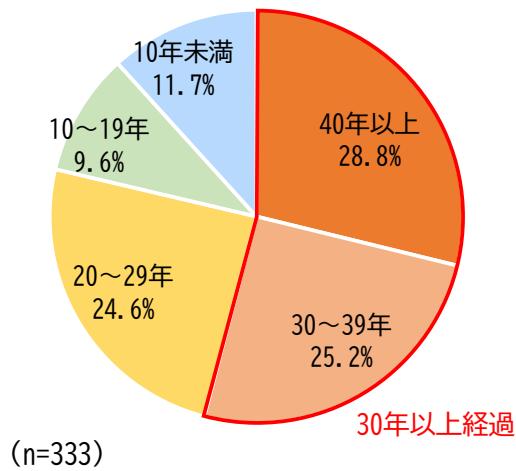
本市に設置された公園を設置年代別にみると、5割以上が設置から30年以上経過しており、施設の老朽化の進行が懸念されます。

また、公園緑地の年間維持管理費は、平成22年から令和5年にかけて徐々に増加しており、令和5年には214百万円となっています。

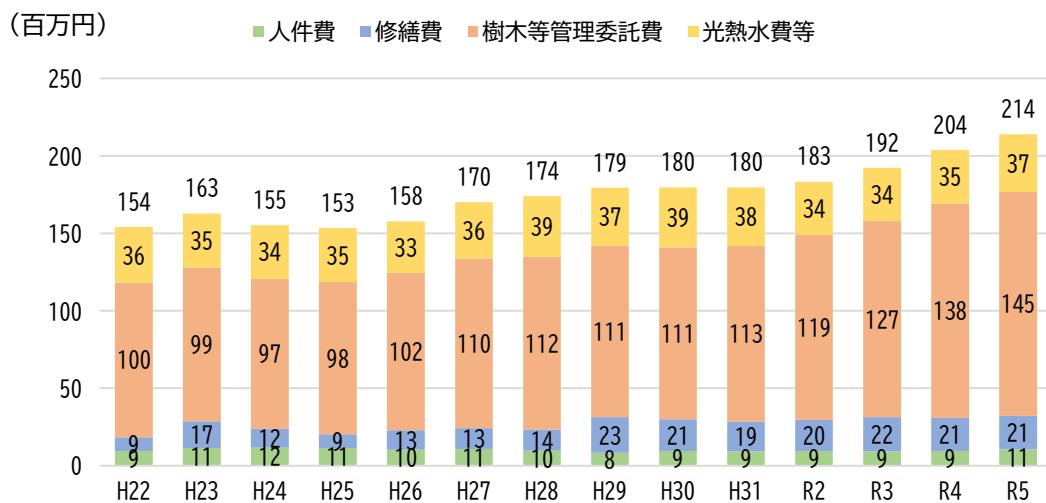
【設置年代別に見た公園の分布図】



【設置年別公園の割合】



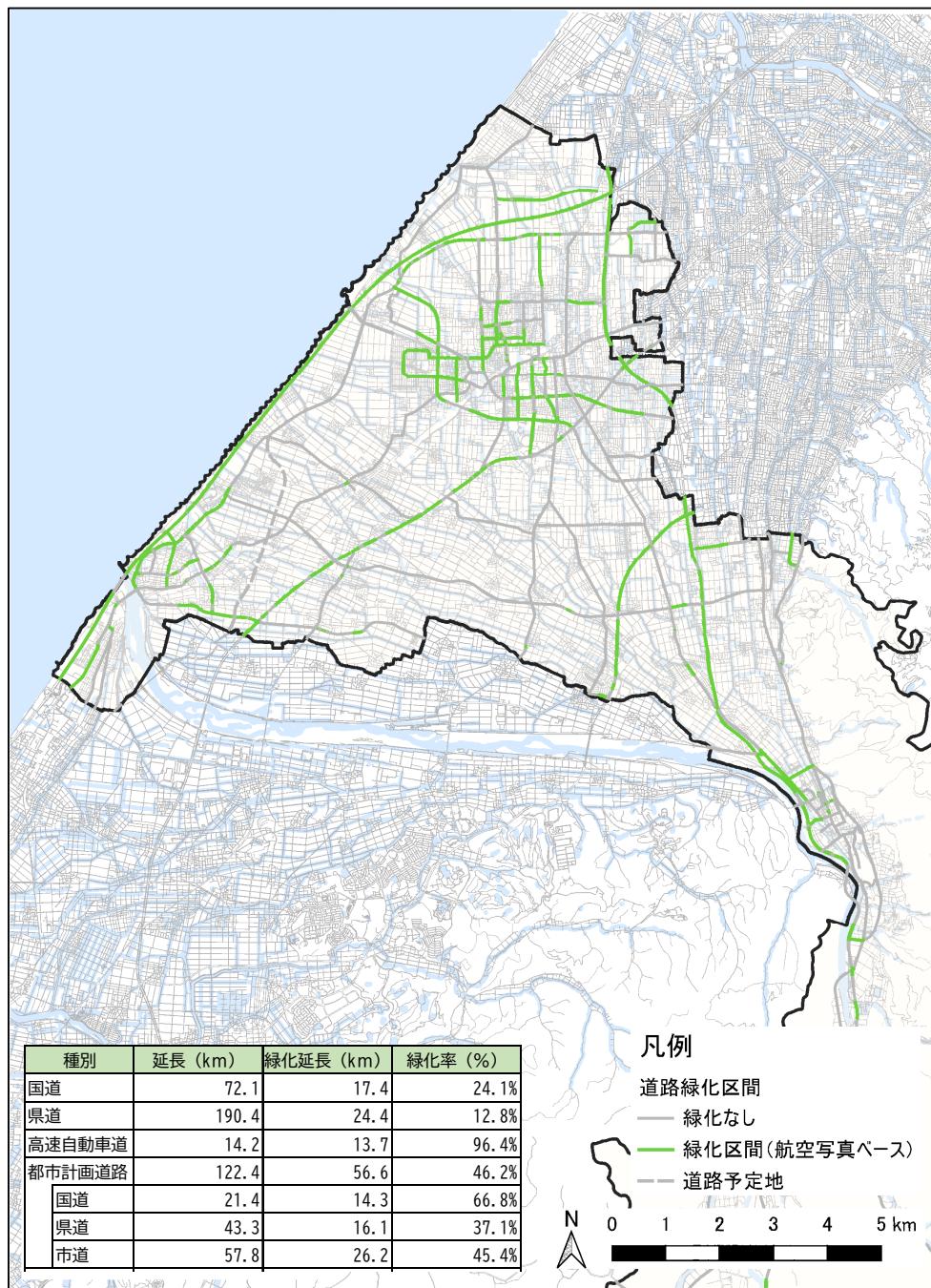
【公園緑地の年間維持管理費の推移】



## 6. 主要道路における緑化状況

本市の主要道路における緑化状況は、国道は 24.1%、県道は 12.8%、高速自動車道は 96.4%、都市計画道路は 46.2%であり、都市計画道路のうち、市道は 45.4%となっています。

【本市の主要な道路における緑化状況図】



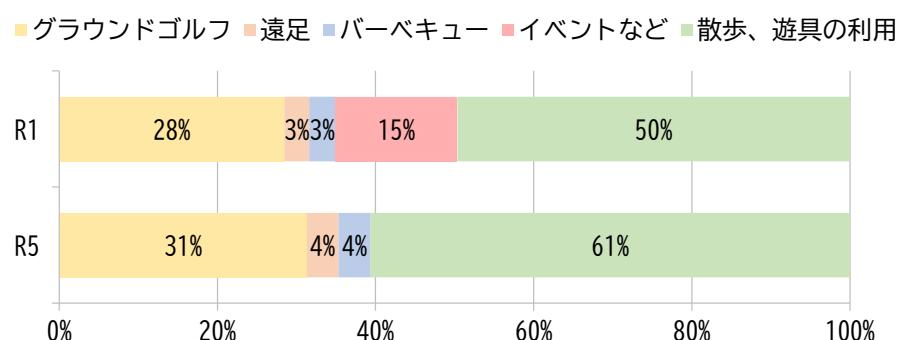
## 7. 健康の維持と運動の習慣

### 1) 都市公園の利用目的と本市民の運動習慣

令和5年の都市公園の利用目的は、令和元年に比べ「散歩、遊具の利用」の割合が高くなっています。また、スポーツやイベント以外の日常的な利用者が増加していることが分かります。

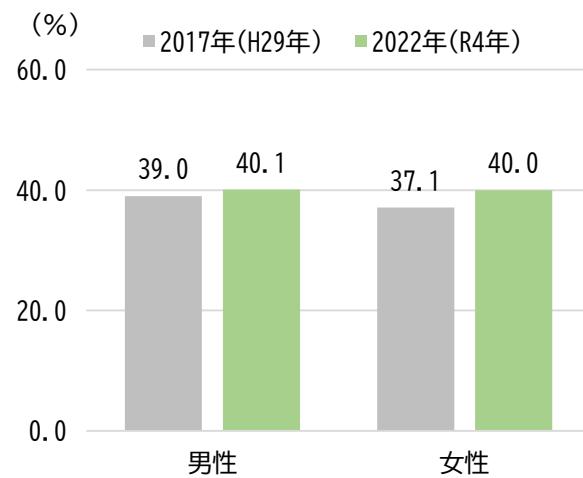
また、令和4年の運動習慣のある市民の割合は男女ともに40%程度となっており、平成29年と比較して微増傾向にあります。市民が行っているスポーツは、ウォーキングやトレーニング、ランニング等の気軽に取り組みやすい運動が中心となっています。

【都市公園の利用目的】



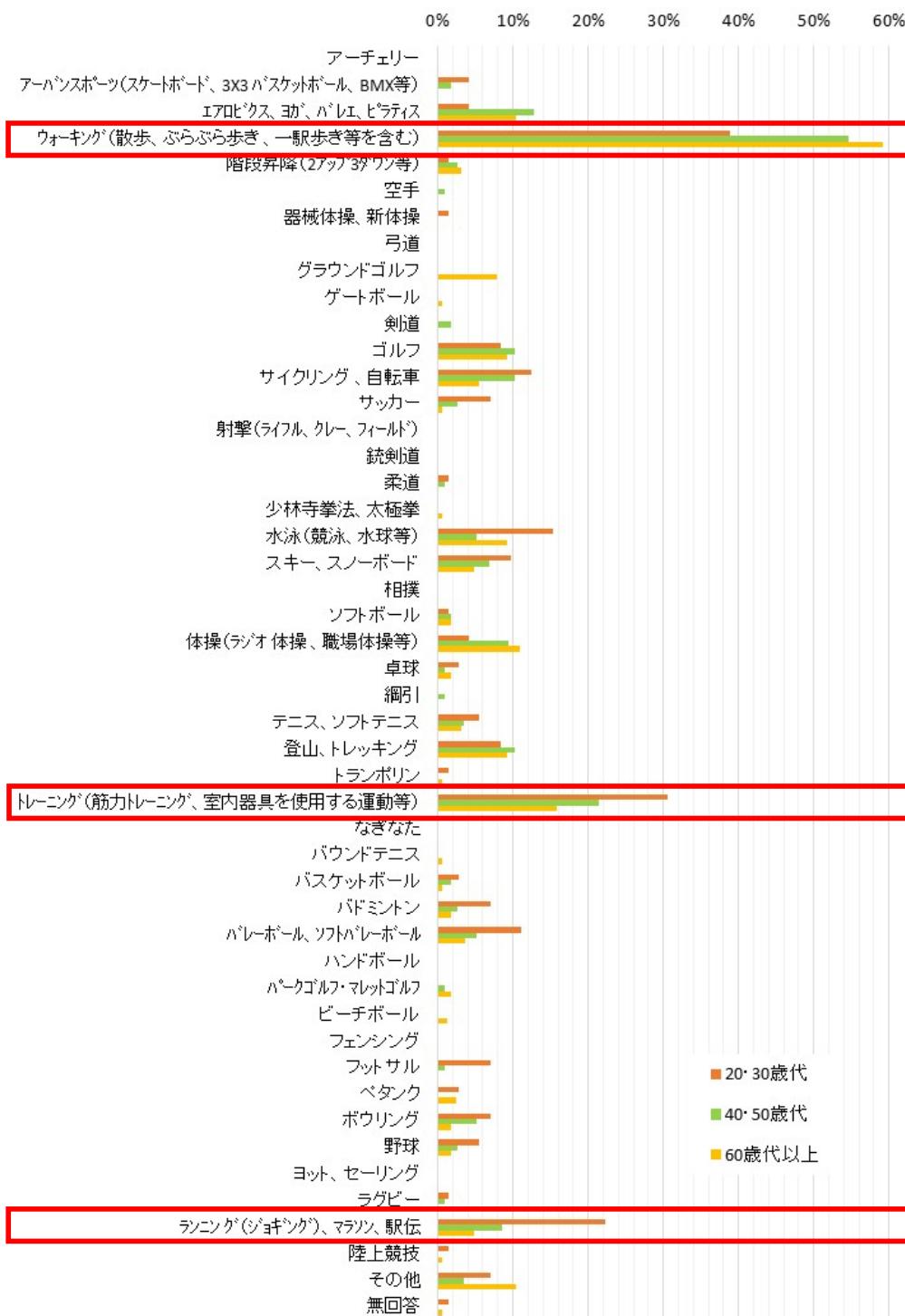
出典：都市公園入り込み客数調査報告書

【本市における運動習慣者の推移】



出典：第3次白山市健康プラン

## 【市民が行っているスポーツ】



出典：第2次白山市スポーツ推進計画

## 8. 緑の活動状況

### 1) 緑化保全に関する協定・計画

#### (1) 緑地協定

「緑地協定」は、住民が主体となって、守るべきまちの緑や、宅地における緑の配置を住民同士で取り決めるなど、緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるための制度です。

敷地面積の 20%以上を緑化し、成木時 3m 以上の高木を 3 本以上植栽すること、道路に面する部分のかき又はさくは可能な限り生垣とする等、敷地内緑化に努める内容となっています。

令和 6 年現在、本市では、千代野地区の 16 箇所、約 58ha が都市緑地法に基づく緑地協定（緑化協定）区域に指定されています。

【千代野地区のまちなみ】

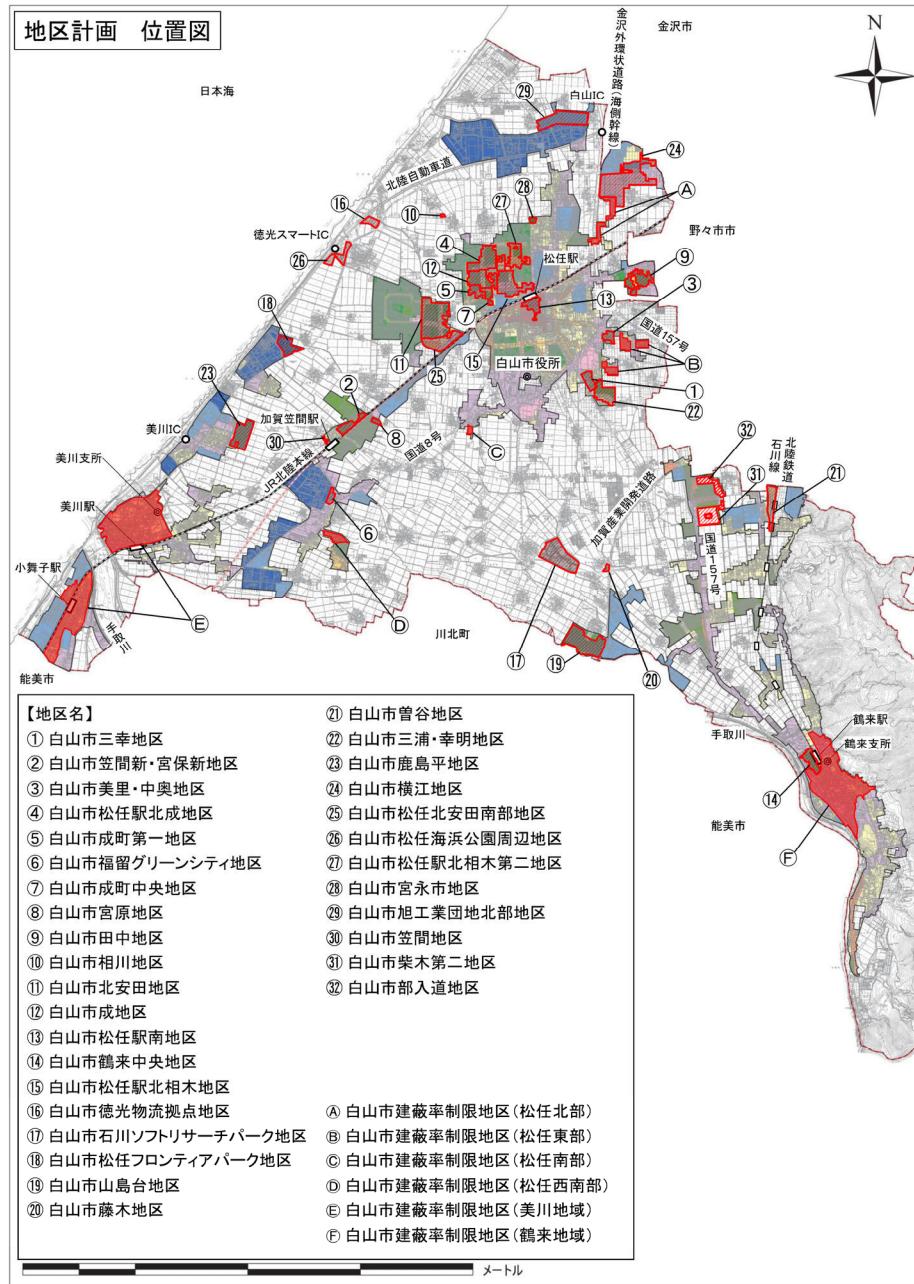


## (2) 地区計画

「地区計画」は、地区の特性にふさわしい良好な環境の形成・保全を図るために、住民の合意に基づいて、その地区における建築物等の規制や誘導を定めたものです。地区計画の土地利用方針のうち、緑に関する内容については、柵を設置する際は生垣を原則とする、敷地の緑化に努める等となっています。

令和6年現在、本市では34地区、約344haが計画の区域に指定されています。

【地区計画位置図】



出典：白山市地区計画位置図

### (3) 市民協働の公園緑地等の維持管理

市民公園については、本市が地元町内会等と市民公園管理協定を締結し、除草や清掃、樹木の簡単な剪定をお願いしています。締結した公園は約8割と前回計画策定時（平成22年度）より若干増加していますが、小規模開発が集中的に進んだ地域など、管理する公園が複数存在する場合もあるため、町内会の負担となっています。

工業団地内の市民公園については、企業や団体による公園里親制度を募集し、現在2団体が認定されています。

道路の街路樹や河川については、平成24年度より「みちとかわの美化パートナー制度」により、市民協働での維持管理を推進しています。

【市民公園管理協定締結公園数の推移】

年次	市民公園数	管理協定数	割合 (%)
H22	223	155	69.5
H27	237	179	75.5
R2	254	194	76.4
R6	263	212	80.6

## 2) 緑化推進活動

### (1) 花いっぱい運動

本市では、町内会、公共施設、企業等に四季折々の花苗を配布し、地域の緑と花のまちづくりを支援しています。

花いっぱい運動に取り組む団体数は、令和元年は391団体、令和5年は380団体となっており、横ばいの傾向にあります。

【花いっぱい活動に取り組む団体数の推移】



## (2) あさがお普及事業

本市では、市の花に制定されているあさがおの普及事業として、毎年約1万1千株の苗を配布しているほか、市民をはじめ、企業や福祉施設、こども園や小中学校等の協力により、毎年8月上旬に「千代女あさがおまつり」を開催しています。

苗の配布数は微増傾向ですが、あさがおまつりへの出展数は減少傾向にあり、栽培講習会の開催回数を増やすなど、情報発信を強化する必要があります。

【栽培講習会の様子】



## (3) 緑化推進イベント

本市では、優れた景観を醸し出している花壇や庭を表彰する「緑と花のまちなみ賞」を実施しており、令和6年度は約60点の応募作品の中から表彰を行いました。

また、愛好家が丹精込めて育てた花を展示する「あさがお常設展」「菊花フェスティバル」を毎年開催していますが、会員の高齢化や次世代の担い手の確保、活動の定型化が課題となっています。

【あさがお常設展と菊花フェスティバルの様子】



## 9. 市民意識調査

第2次となる白山市緑の基本計画の策定に向け、各地域や、子育て世代を含む年代別の特性を考慮し、今後の公園、緑化政策の在り方を検討するために、市民、子育て世代へのアンケート調査を実施しました。

### 1) 調査概要

#### (1) 市民アンケート

- ・調査対象：20歳以上80歳未満の市民1,000名
- ・抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- ・調査方法：郵送による配布、回収（回収は電子申請システムによるものも含む）
- ・調査期間：令和6年4月12日（金）～令和6年5月10日（月）
- ・回収数：466件（回収率47%）

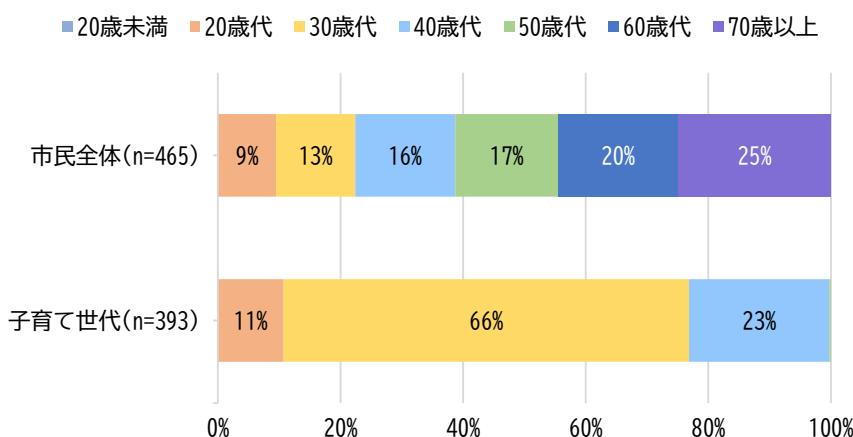
#### (2) 子育て世代へのアンケート

- ・調査対象：白山市の公立こども園、保育所、幼稚園に通う子ども773人の保護者
- ・抽出方法：全件配布
- ・調査方法：保護者アプリによる配信・回答
- ・調査期間：令和5年11月6日（月）～令和5年11月19日（日）
- ・回収数：393件（回収率39%）

### 2) 回答者の属性（市民全体、子育て世代）

回答者の年代は市民全体では、「70歳以上」が25%と最も多く、次いで「60歳代」が20%、「50歳代」が17%となっています。

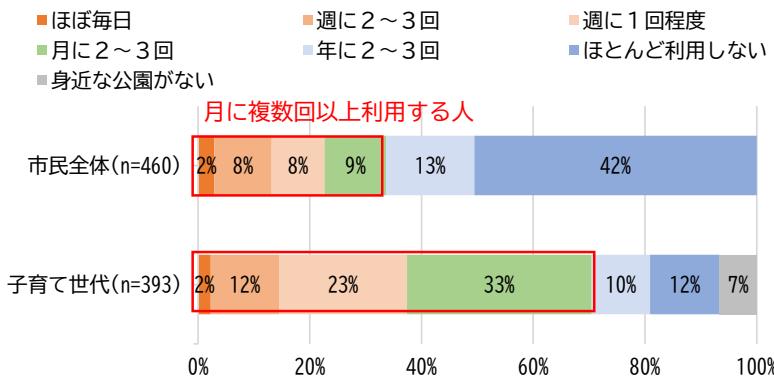
子育て世代の年代は、「30歳代」が66%と最も多く、次いで「40歳代」が23%、「20歳代」が11%となっています。



### 3) 子育て世代の公園の利用頻度の高さ（市民全体、子育て世代）

身近な公園の利用頻度について、月に複数回以上利用する割合は、市民全体で約3割程度となっている一方で、子育て世代では約7割となっていることから、主たる利用層である子どもや子育て世代に配慮した公園政策、幅広い世代が利用しやすい公園政策が必要と考えられます。

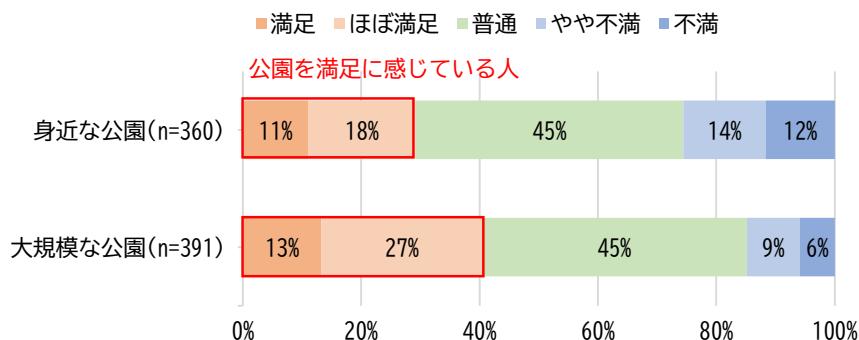
【公園の利用頻度】



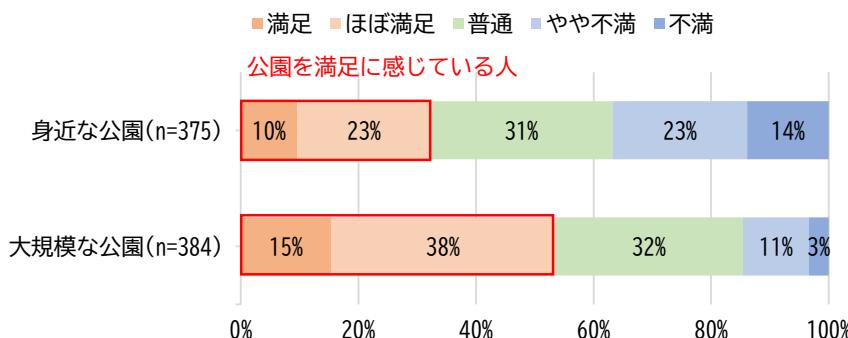
### 4) 「身近な公園」の充実へのニーズの高さ（市民全体、子育て世代）

身近な公園を満足に感じている人は、市民全体、子育て世代ともに約3割、大規模な公園を満足に感じている人は市民全体が約4割、子育て世代が約5割となっており、身近な公園の満足度は大規模な公園と比較して低くなっています。

【市民全体の公園満足度】



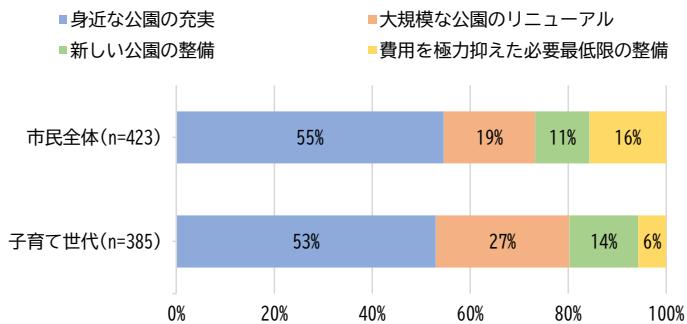
【子育て世代の公園満足度】



## 5) 今後の白山市の公園整備で最も力を入れた方が良いこと（市民全体、子育て世代）

今後の公園整備で最も力を入れた方が良いことは、市民全体、子育て世代ともに「身近な公園の充実」の割合が約5割と最も多くなっている一方で、「新しい公園の整備」は約1割となっていることから、新しい公園を作ることよりも、既存のストックを利用し、今ある身近な公園の充実を図る施策が求められていると考えられます。

【公園整備で力を入れる内容】

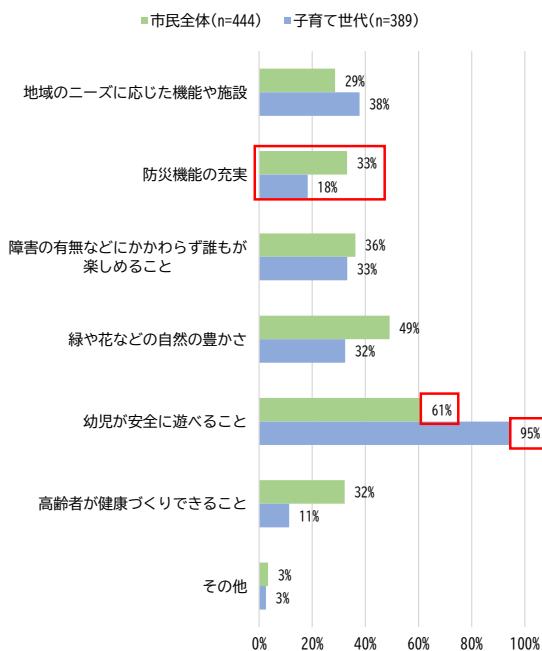


## 6) 公園に必要な機能と防災機能への関心の高まり（市民全体、子育て世代）

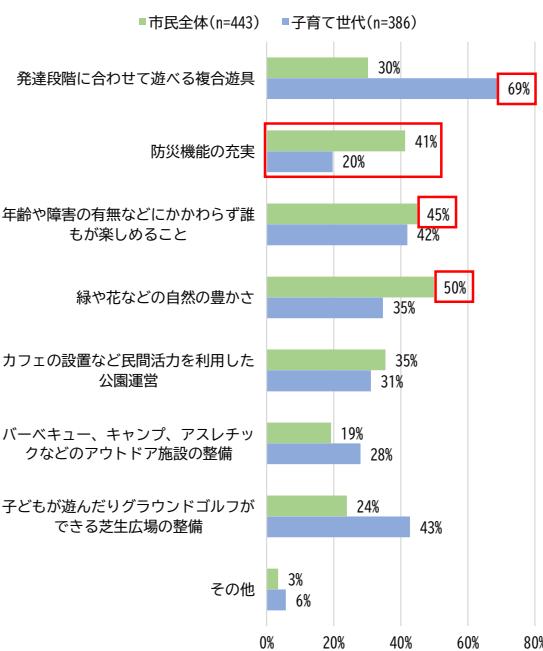
身近な公園では、市民全体、子育て世代とも「幼児が安全に遊べること」が最も多くなっており、幼児が遊ぶまでの安全性が重視されています。大規模な公園では、市民全体では「緑や花などの自然の豊かさ」「年齢や障害の有無などにかかわらず誰もが楽しめること」等が多く、子育て世代では「発達段階に合わせて遊べる複合遊具」が最も多くなっていることから、多様な人々が楽しめる機能や環境が求められています。

また、令和6年能登半島地震前に実施した子育て世代アンケートと比較して市民アンケートにおける公園の「防災機能の充実」の割合が高くなっています。自然災害を考慮した公園機能に対する意識の高まりがうかがえます。

【身近な公園において必要なこと】



【大規模な公園において必要なこと】

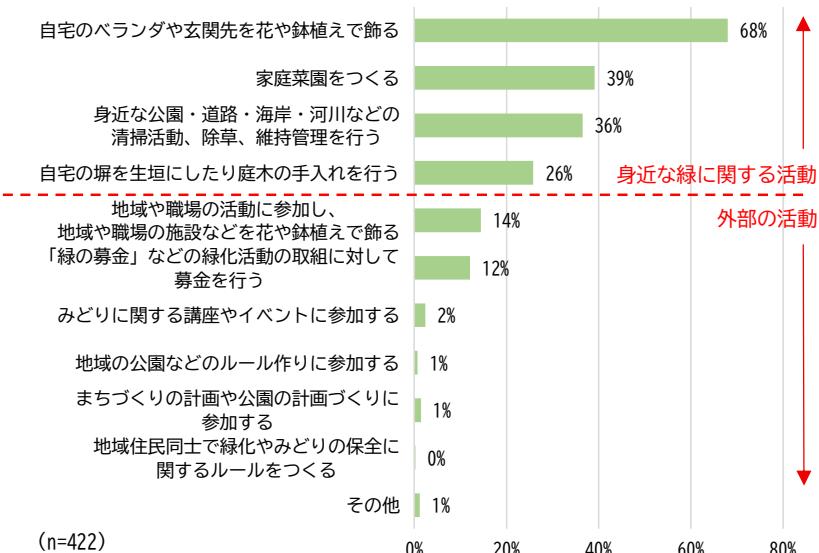


## 7) 緑化活動の実践率及び関心の高さ（市民全体）

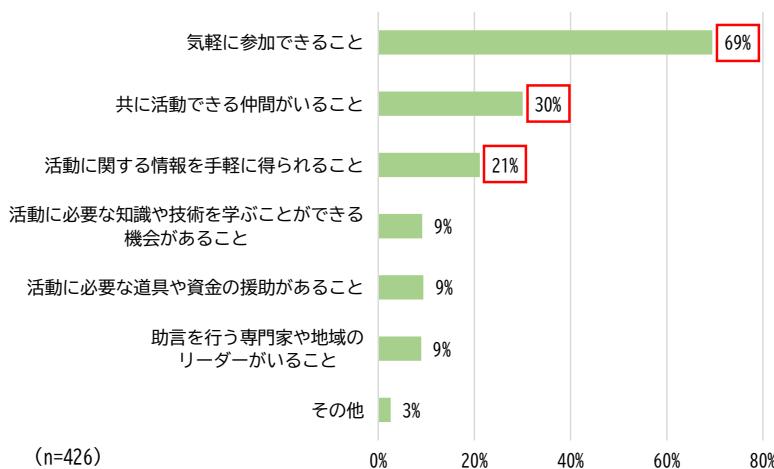
市民が取り組む緑の活動については、「自宅のベランダや玄関先を花や鉢植えで飾る」が68%と最も多く、次いで「家庭菜園をつくる」が39%、「身近な公園・道路・海岸・河川などの清掃活動、除草、維持管理を行う」が36%となっており、多数の市民が自宅や身近な緑に親しんでいる一方、外部の活動に参加する割合は低くなっています。

また、緑に関する活動に参加するための条件では、「気軽に参加できること」が69%と最も多く、次いで「共に活動できる仲間がいること」が30%、「活動に関する情報を手軽に得られること」が21%となっており、今後はこれらの結果を踏まえ、外部の活動に広げるための具体方策の検討が必要と考えられます。

【今まで取り組んだことがある緑に関する活動】



【緑に関する活動に参加するための条件】



## 10. 緑の解析・評価

緑が有する「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの機能から本市における緑の状況を整理し、評価します。

各機能の評価項目は緑の基本計画ハンドブックを参考に設定しています。

【各機能における評価項目】

機能	評価項目
環境保全	都市の骨格の形成
	優れた自然
	優れた歴史的風土
	快適な生活環境、都市環境の維持・改善
	優れた農林業地
	都市の生物多様性の確保
レクリエーション	自然、歴史とのふれあいの場
	日常圏におけるレクリエーションの場
	広域圏におけるレクリエーションの場
防災	自然災害の危険防止
	人為災害の危険防止
	避難体系
景観形成	都市を代表する景観
	地区の良好な景観
	優れた景観の眺望点
	ランドマークとなる場所
	周辺要素
	都市景観の創出が必要な地区

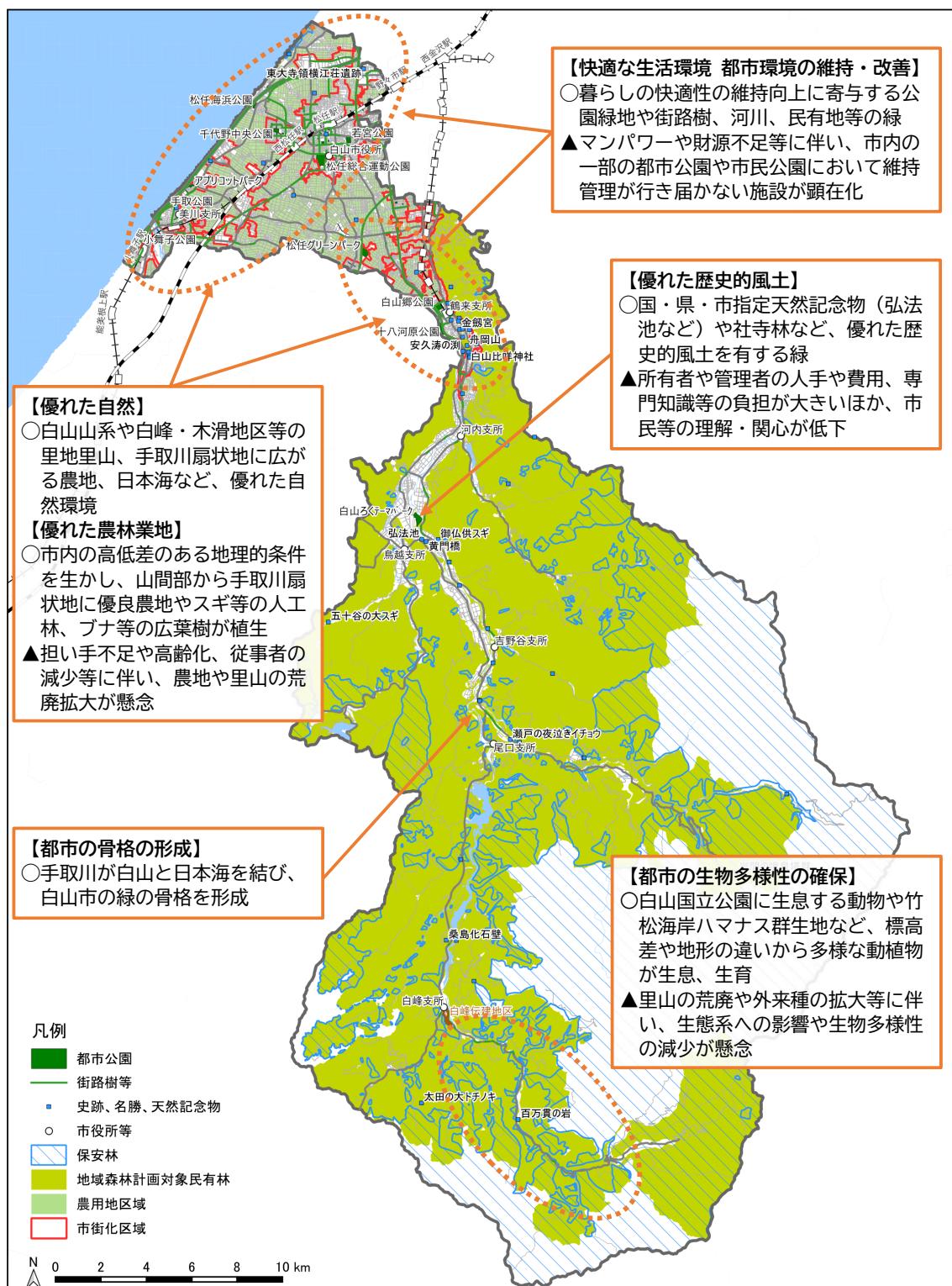
## 1) 環境保全機能に関する解析・評価

環境保全機能は、「都市の骨格の形成」や「優れた自然」「優れた歴史的風土」「快適な自然環境、都市の環境の維持・改善」「優れた農林業地」「都市の生物多様性の確保」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し評価しました。

○良いところ：貴重な資源として保全・活用 ▲改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
都市の骨格の形成	・手取川が白山と日本海を結び、白山市の緑の骨格を形成している。	○
優れた自然	・白山山系や白峰・木滑地区をはじめとする里地里山、手取川扇状地に広がる農地、日本海など、優れた自然環境に恵まれている。	○
優れた歴史的風土	・国・県・市指定天然記念物（御仮供スギ・五十谷のスギ・弘法池等）や社寺林など、優れた歴史的風土を有する緑が保全されている。	○
	・所有者や管理者の人手や費用、専門知識等の負担が大きいほか、市民等の理解・関心の低下が懸念される。	▲
快適な生活環境 都市環境の維持・改善	・暮らしの快適性の維持向上に寄与する公園緑地や街路樹、河川、民有地等の緑が存在している。	○
	・マンパワーや財源不足等に伴い、市内的一部の都市公園や市民公園において維持管理が行き届かない施設が顕在化している。	▲
優れた農林業地	・市内の高低差のある地理的条件を生かし、山間部から手取川扇状地には優良農地（農業振興地域農用地区域）やスギ等の人工林、ブナ等の広葉樹が広がっている。	○
	・担い手不足や高齢化、従事者の減少等に伴い、農地や里山の荒廃拡大が懸念される。	▲
都市の生物多様性の確保	・白山国立公園に生息する動物や竹松海岸ハマナス群生地など、標高差や地形の違いから多様な動植物が生息、生育する場となっている。	○
	・里山の荒廃や外来種の拡大等に伴い、生態系への影響や生物多様性の減少が懸念される。	▲

## 【解析・評価図（環境保全機能）】



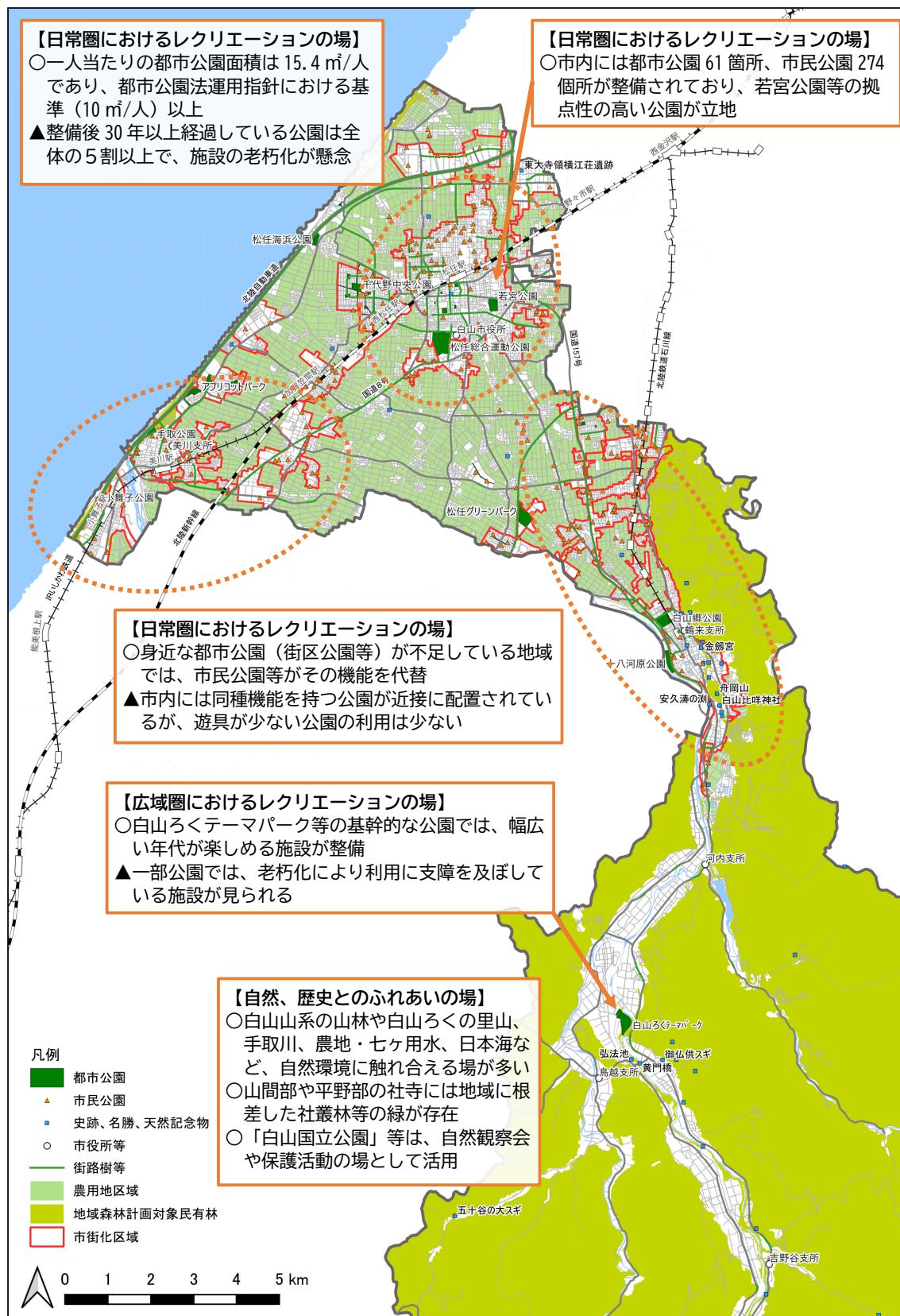
## 2) レクリエーション機能に関する解析・評価

レクリエーション機能は、「自然、歴史とのふれあいの場」「日常圏におけるレクリエーションの場」「広域圏におけるレクリエーションの場」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し評価しました。

○良いところ：貴重な資源として保全・活用 ▲改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
自然、歴史とのふれあいの場	・白山山系の山林や白山ろくの里山、手取川、農地・七ヶ用水、日本海など、自然環境に触れ合える場が多く存在している。	○
	・山間部や平野部の社寺には地域に根差した社叢林等の縁が存しており、本市の歴史的な縁の一つとなっている。	○
	・「白山国立公園」や「安産川沿いのトミヨ増殖池」等は、自然観察会や保護活動の場として活用されている。	○
日常圏におけるレクリエーションの場	・市内には都市公園61箇所、市民公園274箇所が整備されており、若宮公園や松任海浜公園、松任総合運動公園等の拠点性の高い公園が立地している。	○
	・一人当たりの都市公園面積は石川県の15.2m <sup>2</sup> /人と同水準の15.4m <sup>2</sup> /人であり、都市公園法運用指針における参酌基準10m <sup>2</sup> /人以上を上回っている。	○
	・暮らしに身近な都市公園（街区公園等）が不足している地域では、市民公園等がその機能を代替している。	○
	・整備後30年以上経過している公園は全体の5割以上を占めており、施設の老朽化が懸念される。	▲
広域圏におけるレクリエーションの場	・白山ろくテーマパークや手取公園等の基幹的な公園では、幅広い年代が楽しめる施設が整備されている。	○
	・一部の公園においては老朽化して利用に支障を及ぼしている施設が見られる。	▲

## 【解析・評価図（レクリエーション機能）】



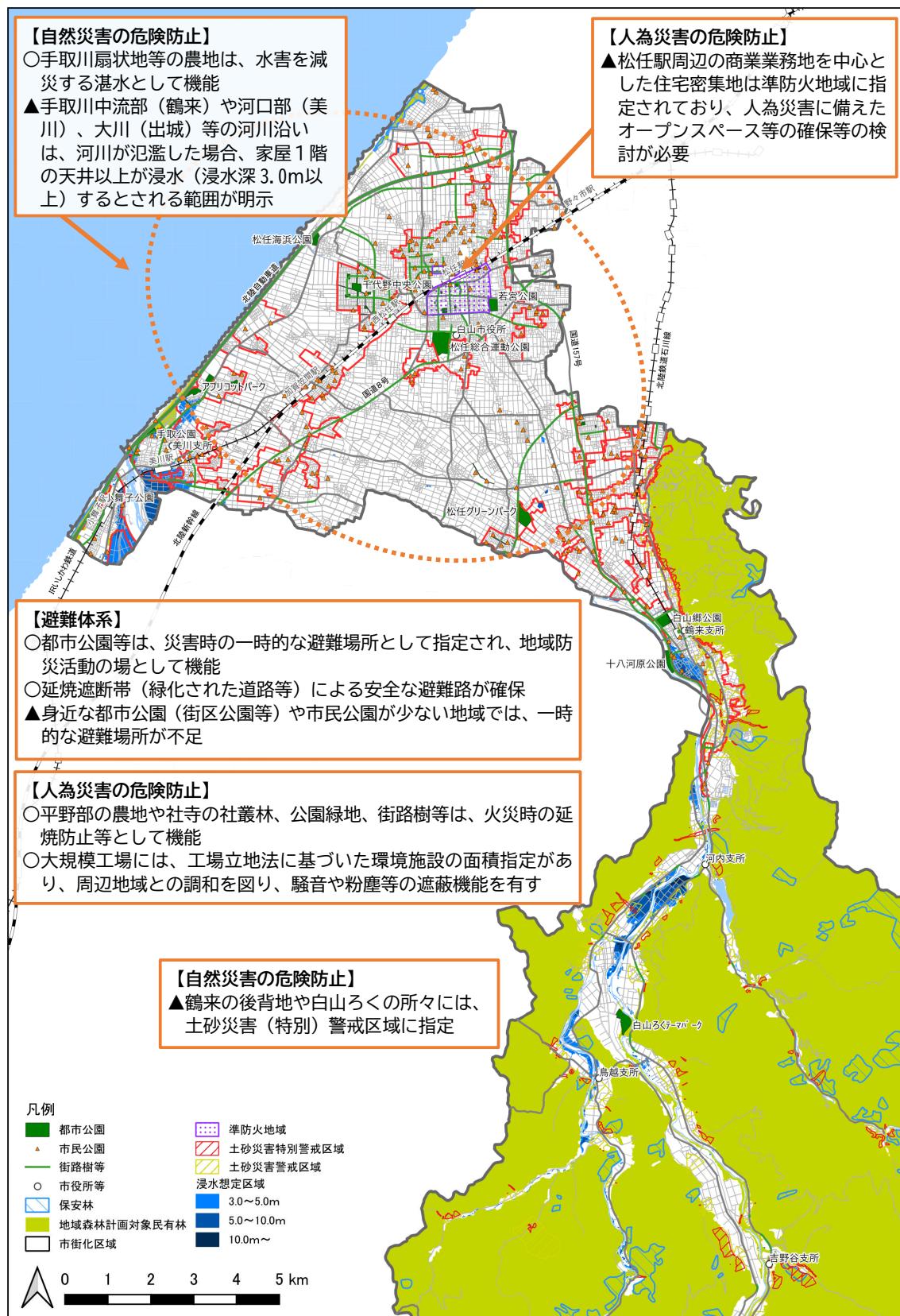
### 3) 防災機能に関する解析・評価

防災機能は、「自然災害の危険防止」「人為災害の危険防止」「避難体系」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し評価しました。

○良いところ：貴重な資源として保全・活用 ▲改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
自然災害の危険防止	・手取川中流部（鶴来）や河口部（美川）、大川（出城）等の河川沿いは、河川が氾濫した場合、家屋1階の天井以上が浸水（浸水深3.0m以上）するとされる範囲が示されている。	▲
	・手取川扇状地等の農地は、水害を減災する湛水機能を有している。	○
	・鶴来の後背地や白山ろくの所々には、土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。	▲
人為災害の危険防止	・平野部の農地や社寺の社叢林、公園緑地、街路樹等は、火災時の延焼防止や遅延機能を有している。	○
	・市内には松任駅周辺の商業業務地を中心とした住宅密集地には準防火地域が指定されており、人為災害に備えたオープンスペース等の確保等の検討が必要。	▲
	・工場立地法に基づき、大規模工場に対し環境施設（緑化、噴水等の修景施設、屋外運動場等）の面積を指定しており、周辺地域との調和を図り、騒音や粉塵等の遮蔽機能を有している。	○
避難体系	・都市公園や市民公園は、災害時における一時的な避難場所として指定され、地域防災活動の場としての機能を有している。	○
	・身近な都市公園（街区公園等）や市民公園が少ない一部の地域では、一時的な避難の場が不足していることが懸念される。	▲
	・緑化された道路等は延焼遮断帯となるなど、安全な避難路の確保につながる。	○

## 【解析・評価図（防災機能）】



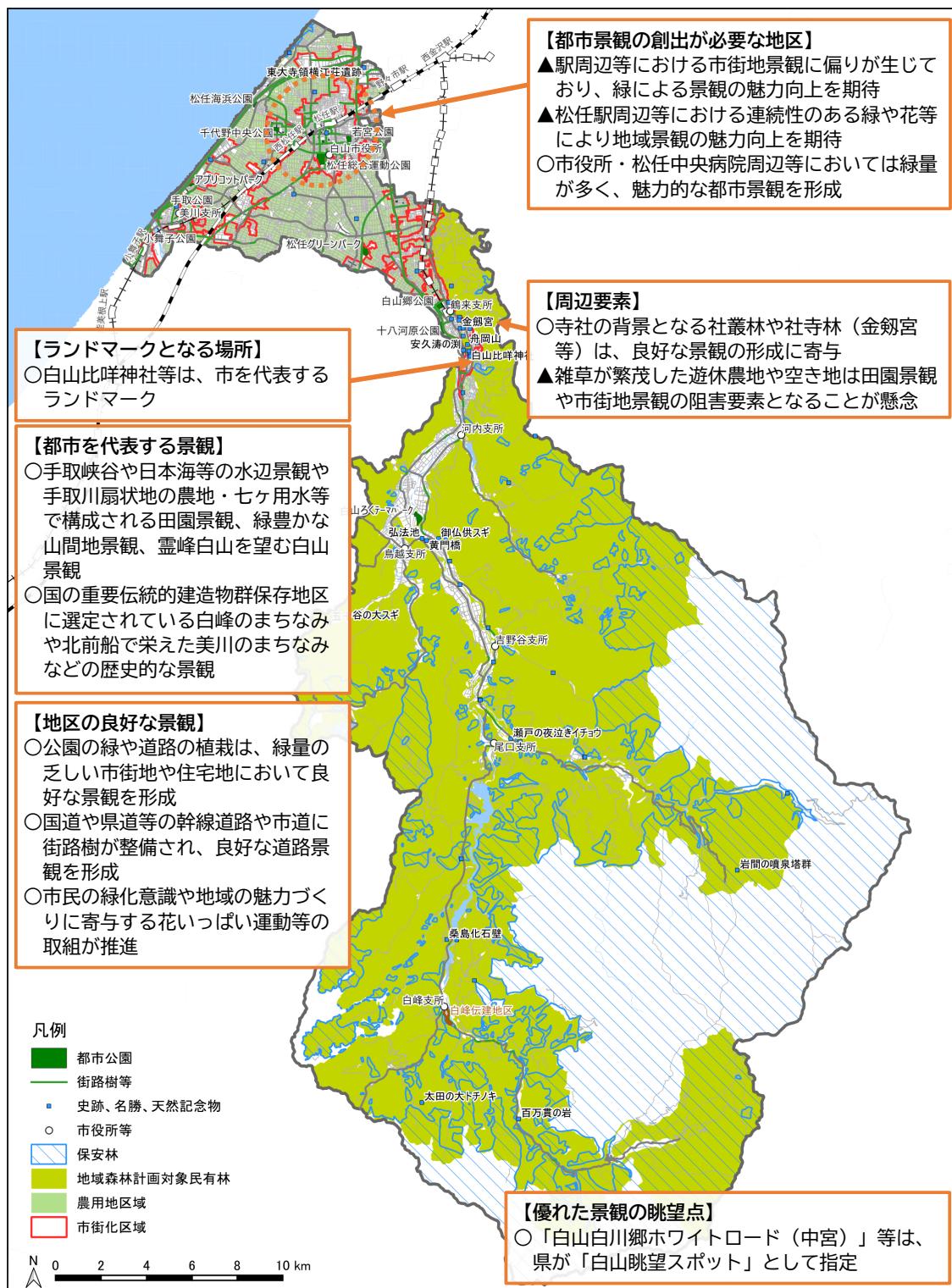
#### 4) 景観形成機能に関する解析・評価

景観形成機能は、「都市を代表する景観」「地区の良好な景観」「優れた景観の眺望点」「ランドマークとなる場所」「周辺要素」「都市景観の創出が必要な地区」の項目ごとに「良いところ」と「改善点」に区分し評価しました。

○良いところ：貴重な資源として保全・活用 ▲改善点：今後、対応が必要

評価項目	解析	評価
都市を代表する景観	・手取峡谷や日本海等の水辺景観や手取川扇状地の農地・七ヶ用水等で構成される田園景観、緑豊かな山間地景観、靈峰白山を望む白山景観等がある。	○
	・国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている白峰のまちなみや北前船で栄えた美川のまちなみなど、歴史的な景観がある。	○
地区の良好な景観	・公園の緑や道路の植栽は、緑量の乏しい市街地や住宅地において良好な景観を形成している。	○
	・国道や県道等の幹線道路や市道には街路樹が整備され、良好な道路景観を形成している。	○
	・市民の緑化意識や地域の魅力づくりに寄与する花いっぱい運動等の取組が推進されている。	○
優れた景観の眺望点	・「白山白川郷ホワイトロード（中宮）」や「黄門橋・白山テラマパーク」「呉竹文庫（湊町）」は、県が「白山眺望スポット」として指定している。	○
ランドマークとなる場所	・白山比咩神社等は、市を代表するランドマークとなっている。	○
周辺要素	・寺社の背景となる社叢林や社寺林（金劔宮等）は、良好な景観の形成に寄与している。	○
	・雑草が繁茂した遊休農地や空き地は田園景観や市街地景観の阻害要素となることが懸念される。	▲
都市景観の創出が必要な地区	・市の玄関口となる駅周辺等において市街地景観に偏りが生じており、緑によって景観の魅力向上が期待される場所がある。	▲
	・松任駅周辺や北安田地区等においては連続性のある緑や花を設けることで地域景観の魅力向上が期待できる場所がある。	▲
	・市役所、松任中央病院周辺等においては緑量が多く、魅力的な都市景観を形成している場所がある。	○

## 【解析・評価図（景観形成機能）】



## 5) 緑の解析・評価のまとめ

### ①環境保全機能

本市には靈峰白山や手取川、手取川扇状地に広がる田園、山間部の里地里山、日本海等の優れた自然環境や御仏供スギ・五十谷のスギ・弘法池等の先人たちから連綿と受け継がれてきた歴史的な緑、都市公園や市民公園、街路樹等の都市の緑を有しております、本市の緑の骨格を形成しています。

しかしながら、人口減少や担い手の高齢化等に伴い、維持管理が行き届かず、一部荒廃している場所や外来種の拡大等に伴い、生態系の維持や生物多様性の保全が懸念されています。

### ②レクリエーション機能

市内には都市公園61箇所、市民公園274箇所が整備され、日常圏及び広域圏におけるレクリエーションの場を有しています。

しかし、これらにおいては当初整備時点から30年以上を経過した公園が5割以上を占めるなど、施設の老朽化が懸念されます。また、同種公園の近接配置によって、利用されていない公園が顕在化しています。

### ③防災機能

土砂災害防止機能を有する保安林や水害時の減災機能を有する農地、火災発生時の緩衝帯及び被災時の避難場所となる公園緑地等の緑を有しています。

しかしながら、松任駅周辺の住宅密集地や自然災害によって被害を受ける可能性の高い区域をはじめ、公園緑地等の緑の防災機能の充実が必要と想定される場所があります。

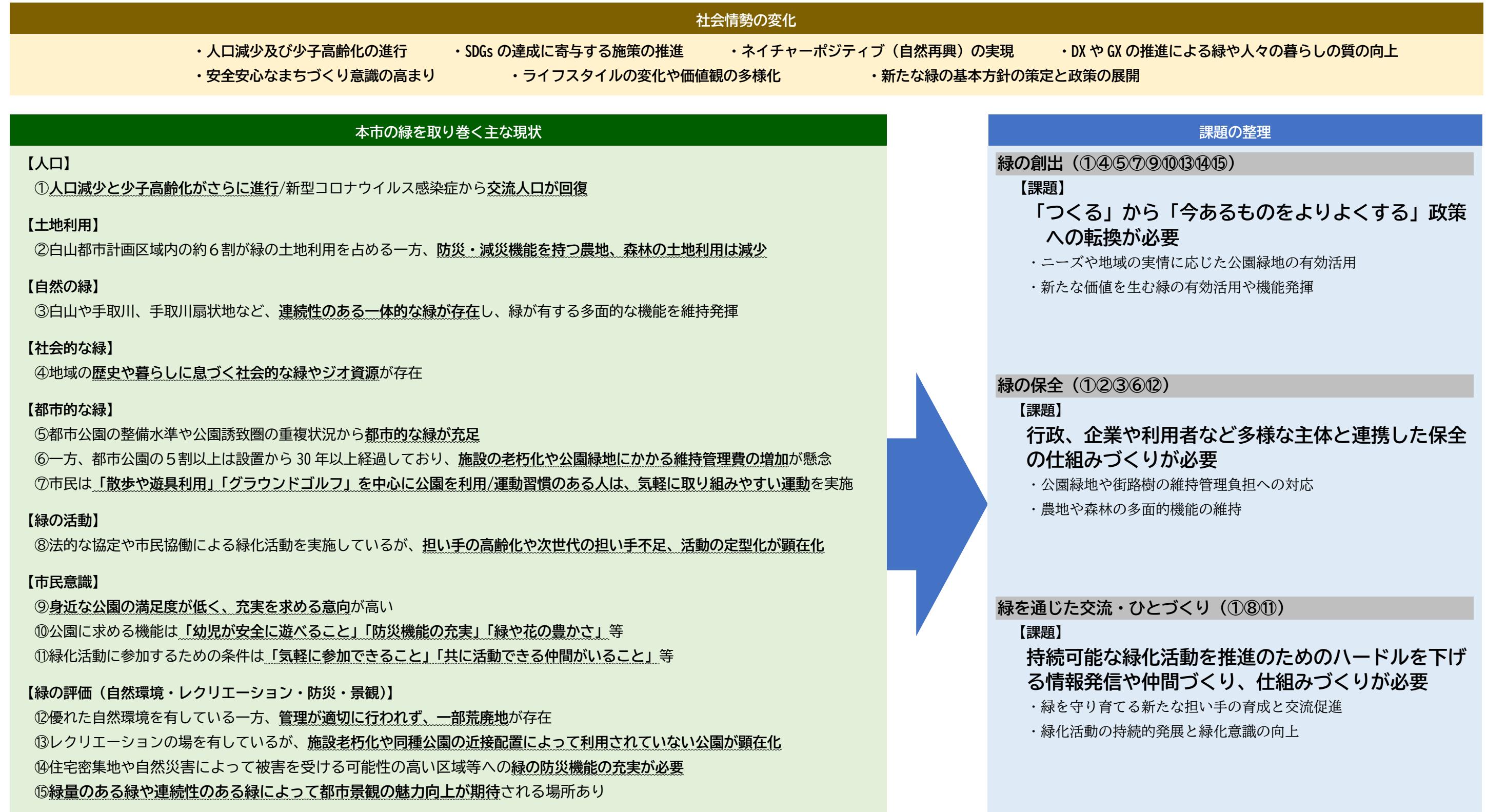
### ④景観形成機能

白山眺望や手取峡谷・日本海等の水辺景観、手取川扇状地の農村景観、白山比咩神社や白峰・美川の歴史的な景観など、本市特有の優れた景観を有しています。

その一方で、緑量のある緑や連続性のある緑によって都市景観の魅力向上が期待される場所が見られます。

## 1.1. 主な現状と課題の整理

社会情勢の変化と緑の現状を踏まえ「緑の創出」「緑の保全」「緑を通じた交流・ひとづくり」の視点から課題を整理しました。



( ) 内の数字は関連する現状の番号を示しています